

熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領Q & A

Q	A
対象期間について	
対象期間について、具体的にはどの期間を指すか。	<p>対象期間は工事着手日から工事完成日までの期間とし、実際に現場作業を伴う着手から完了までの期間としています。</p> <p>ただし、現場作業を伴う後片付けが工期末の20日を超える場合など、変更契約手続き上、対象期間とする事が困難な場合は、工期末の20日前を工事完成日とします。</p> <p>なお、工期延期した場合についても、工期末の20日前を工事完成日とします。</p>
対象期間算定にあたり、休工日は対象期間に含まれないのか。	<p>対象期間については、休工日を含めて算出してください。</p> <p>なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は工期に含みません。</p>
真夏日について	
対象期間中の真夏日は、日最高気温と暑さ指数のどちらを使えばよいか。	<p>どちらか一方でも「真夏日」の基準以上となった場合は、真夏日として計上してください。</p>
日最高気温はどのように把握するのか？	<p>気象庁のホームページで確認できます。</p> <p>URL https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php 上記にアクセス後、地点の選択で「千葉県」-「千葉」を選択します。 年月日の選択で「対象年」-「対象月」を選択します。 「〇年〇月の日ごとの値を表示」を選択することで、日ごとの最高気温を確認できます。</p>
暑さ指数（WBGT）はどのように把握するのか？	<p>環境省熱中症予防情報サイトのホームページで確認できます。</p> <p>URL http://www.wbgt.env.go.jp/ 上記にアクセス後、地点を選択より「関東地方」-「千葉」-「千葉」を選択します。 検索したい月を選択することで月ごとの暑さ指数（WBGT）を確認できます。</p>

熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領Q & A

Q	A
夜間作業時間帯の確認方法はどのようにするか。	上記のホームページ（気象庁、環境省）より、1時間ごとのデータが確認できますので、夜間作業を行った時間帯の気温等を確認してください。
真夏日に作業を行ったかの確認方法はどのようにするか。	作業日報や週間、月間工程など受注者から提出される既存資料で、監督職員が作業日、休工日を確認することを想定しています。
新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防について	「千葉市熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領の改定について」（令和3年6月30日技術管理課長）の日最高気温の読み替えは、令和2年4月1日まで遡って計測することとしています。
報告について	
発注者への報告はいつ行うのか。	工事完成日（現場作業完了日）後、速やかに報告してください。なお、工期末の20日前を工事完成日としている場合は、工事完成日に提出をお願いします。
受注者から熱中症対策に係わる実施報告は必要か。	本補正に対して行った対策の報告は不要です。
計測結果報告時の提出資料は、何を添付するか。	特に定めていません。 気象庁等のHPから出力したデータなどを添付するなど受発注者において工夫してください。
補正について	
本要領による補正を行った場合に、現場環境改善（安全関係）の「避暑（熱中症予防）・防寒対策」の実施内容として取り扱うことは可能か。	取り扱うことはできません。 それぞれ実施内容が異なりますので、適切に使い分けを行ってください。 ○熱中症対策に資する現場管理費補正の試行 →作業員個人に対する熱中症対策費用（塩飴、経口補水液等効果的な飲料水、空調服等） ○現場環境改善「避暑（熱中症予防）・防寒対策」 →現場の施設や設備に対する熱中症対策費用（日除けテント、送風機、給水器、製氷機等）
「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行」対象工事において、週休2日の取組を達成した場合、現場管理費の補正はどのように行うか。	現場管理費率（施工時期等補正値を加算後）に週休2日の補正係数を乗じてください。※積算システム対応済

熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領Q & A

Q	A
<p>施工箇所が点在する工事の積算の場合、補正の方法は。</p>	<p>施工箇所ごとの対象期間、真夏日により真夏日率、補正値を算出します。 ※積算システムに親設計書、各子設計書に施工箇所ごとの対象期間及び真夏日を入力します。</p>
<p>令和2年4月1日以前に契約した工事の取扱い</p>	
<p>令和2年4月1日以前に契約している工事の取扱いは。</p>	<p>希望する工事について、令和2年4月1日以降の対象期間に対する、真夏日率及び対象金額に対して補正することができます。 別紙参照</p>
<p>令和2年4月1日以降の対象金額とは。</p>	<p>令和2年3月31日までの出来高を控除した残数量に対して対象金額を算出してください。 別紙参照</p>
<p>令和2年4月1日以前に契約した工事着手日の考え方は。</p>	<p>令和2年4月1日以降に着手する工事は現場作業に着手した日とします。令和2年3月31日までに着手している工事で希望する場合は、令和2年4月1日を基本とします。</p>